

盛土規制法に係る 届出の手引

(規制区域指定の際に既に行われている工事※の届出)

※盛土規制法に基づく規制区域指定日（規制開始日）以前に着手し、当該指定日（規制開始日）に施行中の工事については、届出の対象となる可能性があるため、本手引の内容を確認すること。

本県における規制区域指定日は令和7年5月9日である。

令和7年4月

都市・交通局 都市基盤部 都市計画課 盛土対策室



目 次

1. 本県における規制区域.....	- 1 -
2. 届出対象の工事.....	- 2 -
3. 届出手続の流れ.....	- 3 -
4. 届出に必要な書類.....	- 4 -
5. 届出済みの工事の変更.....	- 7 -
6. 届出窓口.....	- 8 -
7. 経過措置.....	- 10 -
8. 巻末資料.....	- 11 -

1. 本県における規制区域

本県（政令指定都市及び中核市を除く。）における宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域は図1のとおりである。詳細はウェブページを参照のこと。

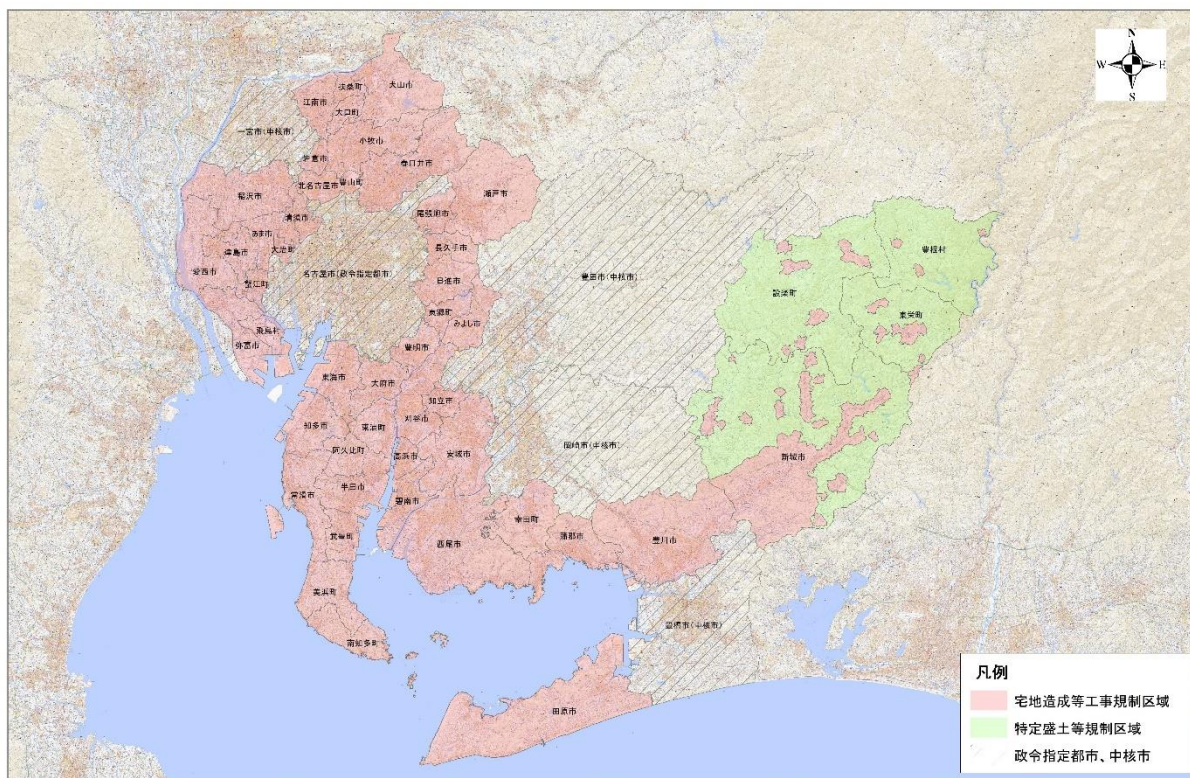


図1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

2. 届出対象の工事

盛土規制法に基づく規制区域の指定の際に既に行われている宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）の工事で、表1に示す規模のものの工事主は、その指定があった日から21日以内（令和7年5月30日（金）まで）に、知事等（※）に届け出なければならない（法第21条第1項、法第40条第1項）。

（※）この手引において「知事等」とは、知事又は事務処理市（条例により許可権限を委譲している市をいう。以下同じ。）の長を指す。

表1 届出の必要となる行為と規模

行 為	届 出 対 象 規 模 (宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域で共通)	イメージ図
宅地造成 又は 特定盛土等	① 盛土の場合で、当該盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずるもの	
	② 切土の場合で、当該切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時にする場合で、当該盛土及び切土をした部分に高さが2mを超える崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④ 盛土で、高さが2mを超えるもの（①、③を除く）	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの（①～④を除く）	
土石の堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの	
	⑦ ⑥に該当しない土石の堆積であって、最大時に当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの	

（※）上記の対象規模に該当する場合であっても、政令により許可不要とされている工事については、同様に届出も不要である。許可不要工事の詳細については、「盛土規制法に係る許可申請等の手引」1.4.3.項を参照のこと。

なお、経過措置により届出が不要となるものについては、7章を参照のこと。

3. 届出手続の流れ

届出手続のフローを図2に示す。

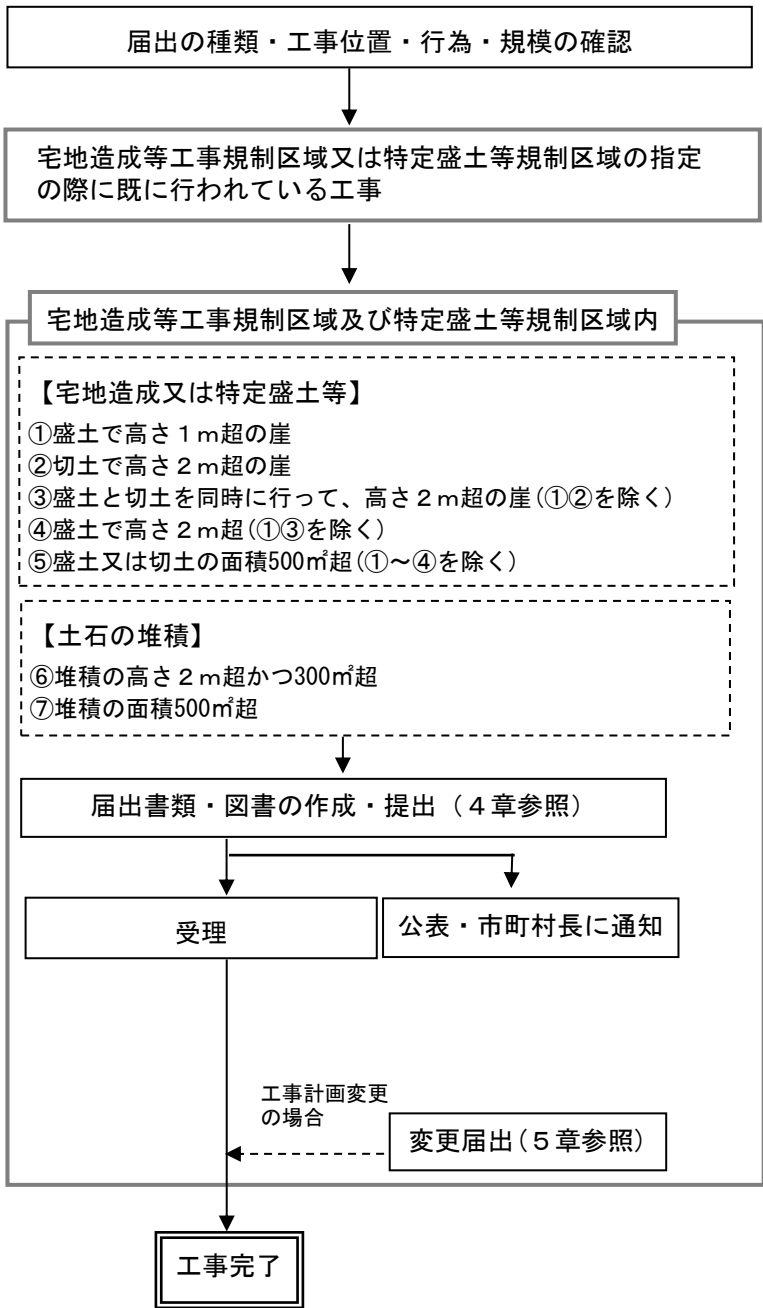


図2 届出手続きのフロー

4. 届出に必要な書類

届出対象の工事の工事主は、規制区域の指定のあった日から21日以内（令和7年5月30日（金）まで）に、届出書類（正本1部、副本1部（※））作成して、工事を行っている土地の市町村役場へ提出すること。なお、当該市町村役場の担当窓口で届出書類が受理された日を、知事等に届け出られた日とみなす。

届出書に添付する書類は表2のとおりである。

（※）副本は、経由する市町村の控えである。ただし、事務処理市においては、提出部数が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

表2 届出に必要な書類

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※1）		備考
			宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積	
チェックリスト	—	本表の内容をチェックリストにしたもの 該当する全ての□にチェックをして提出。	○	○	巻末資料参照
届出書	—	工事主、工事の概要等を記載	○	○	（宅地造成、特定盛土等） 省令様式第15 （土石の堆積） 省令様式第16
委任状	—	代理者の氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	△	△	代理者が届出手続を行う場合
届出に係る土地及びその周辺の写真	—	・届出に係る土地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況（※2）を明らかにするもの ・撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付。 ・他法令の許可等に基づく工事の場合、その許可等の内容が記載されている看板の写真	△	△	表3に示す工事を含む場合
位置図	1/10,000以上	届出に係る土地の位置（赤枠）、主要道路、排水先の河川への経路、学校、その他目標となる地物及び方位	△	△	表3に示す工事を含む場合
地形図	1/2,500以上	方位、地形（等高線）、届出に係る土地の境界（赤枠）	△	△	表3に示す工事を含む場合 等高線は2mの標高差を示すもの

書類の名称	縮尺等	内容等	区分（※１）		備考
			宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積	
土地の平面図	（宅地造成、特定盛土等） 1／2,500 以上 （土石の堆積） 1／500 以上	（宅地造成、特定盛土等） 方位、土地の境界線（赤枠）、盛土（緑色）又は切土（茶色）をする土地の部分の色別、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置 （土石の堆積） 方位、土地の境界線（赤枠）、勾配が1／10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	△	△	表３に示す工事を含む場合 （宅地造成、特定盛土等） 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

（※１）各記号の意味は以下のとおり。

○：必要 ×：不要 △：備考に該当する場合は必要

（※２）写真は、撮影可能な範囲で、以下の状況がわかるものを添付すること。

①土地の全景（複数枚に分けて撮影したものも可。）

②報告の時点における工事の施行状況（盛土若しくは切土又は土石の堆積の状況及び擁壁、排水施設等の構造物の施行状況を撮影したもの。）

表３ 届出書に写真及び図面を添付する必要がある工事

行 為	添 付 対 象 規 模
宅地造成 又は 特定盛土等	① 盛土で高さ2 m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さ5 m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く） ④ 盛土で高さ5 m超のもの（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積3,000 m²超のもの（①～④を除く）
土石の堆積	⑥ 最大時の堆積の高さ5 m超かつ面積1,500 m²超のもの ⑦ 最大時の堆積の面積3,000 m²超のもの（⑥を除く）

【届出書 記載上の注意事項】

- ① 「1 工事施行者住所氏名」の欄は、工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載すること。
- ② 「2 工事をしている土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」の欄は、地番までそのすべてを記載すること。記載欄に記載できない場合は、別紙に記載すること。
代表地点の緯度経度は、届出地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記載すること。
- ③ 「3 工事をしている土地の面積」の欄は、「2」の欄の土地の総面積を、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで記入すること。
- ④ 「4 盛土のタイプ」の欄は、次の分類から選択すること（複数選択可）。
（ア）平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
（イ）腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
（ウ）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑤ 「5 盛土又は切土の高さ」の欄は、最大高さ（工事前と工事後の地盤面の差が最も大きくなる箇所の高さ）を記載すること。
- ⑥ 「6 盛土又は切土をする土地の面積」の欄は、「3」の欄の面積のうち、盛土又は切土をする部分の面積の合計を記載すること。

5. 届出済みの工事の変更

前章に基づく届出（以下「当初届出」という。）をした工事について、当初届出に係る事項を変更しようとする場合は、当該変更後の工事に着手する14日前までに、変更届出書類（正本1部、副本1部（※））を作成して、工事を行っている土地の市町村役場へ提出すること。

変更届出書類は、本県の細則様式第11に表2に示す書類のうち内容が変更されるものを添付すること。

（※）副本は、経由する市町村の控えである。ただし、事務処理市においては、提出部数が異なる場合があるので、当該市に確認すること。

なお、表4に示す当初届出内容を超える規模への変更である場合は、当該変更後の工事は新規の許可を要するものと取扱うため、手続については「盛土規制法に係る許可申請等の手引」を参照のこと。

表4 当初届出内容を超える規模への変更（許可を要する場合）

行 為	変 更 の 内 容	
	変 更 事 項	許 可 を 要 す る 場 合
宅地造成 又は 特定盛土等	盛土又は切土の 高さの変更	当初届出に係る最大高さをを超える高さの盛土又は切土を行う場合であって、当該箇所（変更部分）が許可対象規模（※）に該当する場合
	盛土又は切土を する土地の面積 の変更	当初届出に係る盛土又は切土をする土地の範囲を超えて行う盛土又は切土であって、当該箇所（変更部分）が許可対象規模（※）に該当する場合
土石の堆積	土石の堆積の 最大高さの変更	当初届出に係る最大高さをを超える土石の堆積を行う場合であって、当該部分（変更部分）が許可対象規模（※）に該当する場合
	土石の堆積を 行う土地の面積 の変更	当初届出に係る土石の堆積を行う土地の範囲を超えて行う土石の堆積であって、当該箇所（変更部分）が許可対象規模（※）に該当する場合

（※）許可対象規模とは、宅地造成等規制区域内にあっては表1に示す①～⑦、特定盛土等規制区域内にあっては表3に示す①～⑦のいずれかに該当する規模をいう。

6. 届出窓口

届出書類は、事務処理市に提出する場合を除き、市町村役場を経由して県に提出しなければならない。

届出窓口及び審査担当の一覧は表5のとおりである。なお、届出の手続に関する問い合わせは、「審査担当」へ行うこと。

表5 届出窓口及び審査担当

管轄	届出窓口			審査担当	
	市町村名	部署名	電話番号	機関・部署名	電話番号
愛知県知事	津島市	まちづくり推進部都市計画課	0567-55-9627	愛知県	052-954-6119
	蒲郡市	都市開発部都市計画課	0533-66-1142	都市・交通局	
	常滑市	建設部都市計画課	0569-47-6123	都市基盤部	
	江南市	都市整備部建築課	0587-54-1111	都市計画課	
	新城市	建設部土木課	0536-23-7638	盛土対策室	
	知多市	都市整備部都市計画課	0562-36-2669		
	尾張旭市	都市整備部都市計画課	0561-76-8158		
	高浜市	都市政策部都市計画グループ	0566-95-9534		
	岩倉市	建設部都市整備課	0587-38-5814		
	豊明市	経済建設部都市計画課	0562-92-1114		
	日進市	都市産業部都市計画課	0561-73-2049		
	愛西市	産業建設部都市計画課	0567-55-7126		
	清須市	建設部都市計画課	052-400-2911		
	北名古屋	建設部施設管理課	0568-22-1111		
	弥富市	建設部都市整備課	0567-65-1111		
	みよし市	都市建設部都市計画課	0561-32-8021		
	あま市	建設産業部都市計画課	052-441-7112		
	長久手市	建設部都市計画課	0561-56-0622		
	東郷町	まち整備部都市計画課	0561-56-0747		
	豊山町	産業建設部まちづくり推進課	0568-28-0944		
	大口町	まちづくり部まちづくり推進課	0587-95-1614		
	扶桑町	産業建設部都市政策課	0587-92-4120		
	大治町	建設部都市整備課	052-444-2711		
	蟹江町	産業建設部まちづくり推進課	0567-95-1111		
	飛島村	開発部建設課	0567-97-3464		
	阿久比町	建設経済部まちづくり推進課	0569-48-1111		
	東浦町	まちづくり部建築施設課	0562-83-3111		
	南知多町	建設経済部まちなみ環境課	0569-65-0711		

管轄	届出窓口			審査担当	
	市町村名	部署名	電話番号	機関・部署名	電話番号
愛知県知事	美浜町	産業建設部都市整備課	0569-82-1111	愛知県	052-954-6119
	武豊町	建設部都市計画課	0569-72-1111	都市・交通局	
	幸田町	建設部都市整備課	0564-63-5124	都市基盤部	
	設楽町	建設課	0536-62-0528	都市計画課	
	東栄町	建設課	0536-76-1813	盛土対策室	
	豊根村	産業課	0536-85-1314		
各市長	瀬戸市	都市整備部都市計画課	0561-88-2686	同左	
	半田市	建設部建築課	0569-84-0671	同左	
	春日井市	まちづくり推進部建築指導課	0568-85-6326	同左	
	豊川市	建設部建築課	0533-89-2318	同左	
	碧南市	建設部建築課	0566-95-9907	同左	
	刈谷市	建設部建築課	0566-62-1021	同左	
	安城市	建設部建築課	0566-71-2241	同左	
	西尾市	都市整備部建築課	0563-65-2148	同左	
	犬山市	都市整備部都市計画課	0568-44-0331	同左	
	小牧市	建設部建築課	0568-76-1194	同左	
	稲沢市	まちづくり部建築課	0587-32-1409	同左	
	東海市	都市建設部建築住宅課	052-613-7814	同左	
	大府市	都市整備部都市政策課	0562-45-6314	同左	
	知立市	都市整備部都市計画課	0566-95-0129	同左	
	田原市	都市建設部建築課	0531-27-8606	同左	

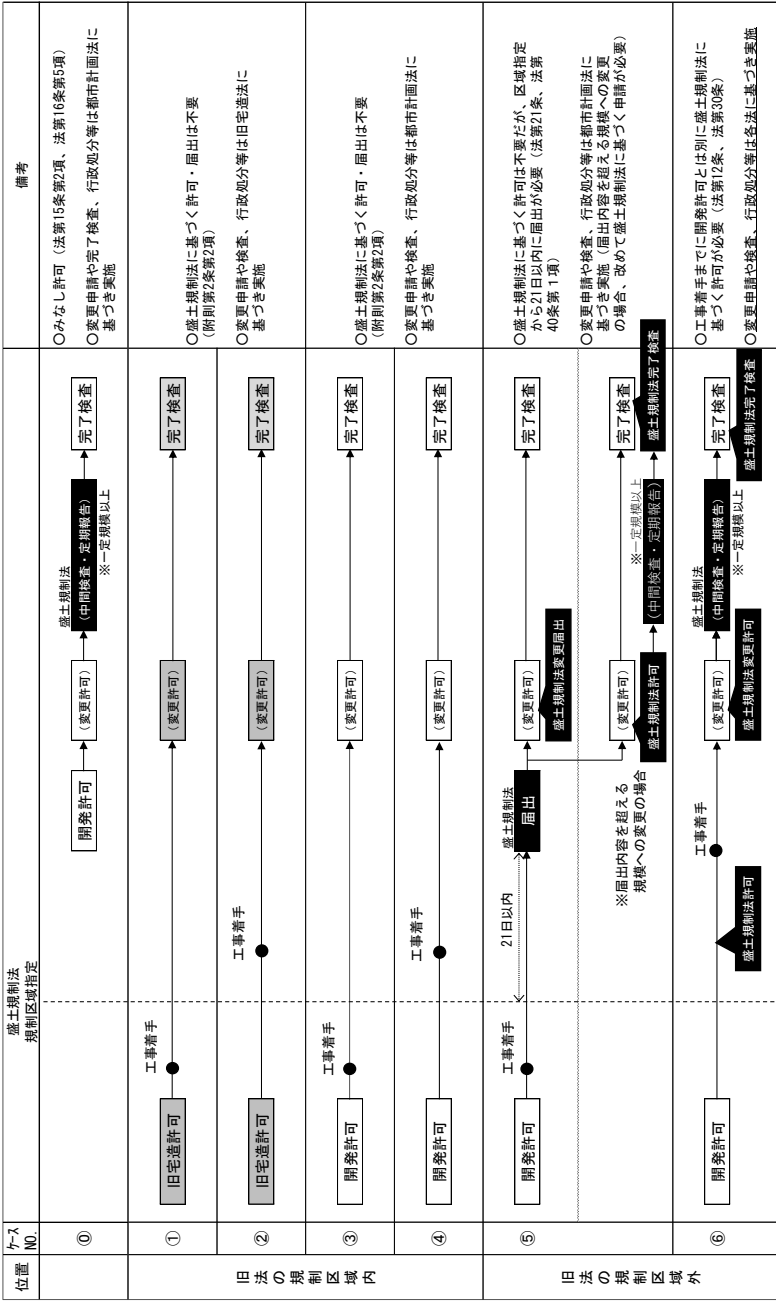
(※) 政令市及び中核市の窓口については、当該市に確認すること。

7. 経過措置

盛土規制法に基づく規制区域指定前において、旧宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）に基づく許可（以下「旧宅造許可」という。）又は都市計画法に基づく開発許可を取得したもの（旧法に基づく規制区域内であるものに限る。）については、引き続き旧法又は都市計画法に基づいて手続を行うこととなるため、本手引による届出は不要である。

図3に、旧宅造許可又は開発許可を受けた工事の取扱いを示す。

なお、工事の実施が区域指定前かどうかを判断する場合の、工事の着手時期は、工事請負契約や資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点とする。



(※) 白文字：盛土規制法に基づく手続き

図3 区域指定前に許可を取得した工事の取扱い

8. 卷末資料

- ・【届出書】添付書類一覧表（チェックリスト）（宅地造成又は特定盛土等）
- ・【届出書】添付書類一覧表（チェックリスト）（土石の堆積）

【規制区域指定の際に既に行われている工事の届出】
添付書類一覧表（チェックリスト）（宅地造成又は特定盛土等）

書類の名称	縮尺	内容等	備考
□本チェックリスト	—	□該当する全ての□にチェックをして提出	
□届出書	—		□【省令様式第15】
□委任状	—	□代理者の氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	（参考様式） ※代理人が届出手続を行う場合
いずれかにチェック □届出の内容に、下表（※）に示す工事は含まれない。→以下に示す写真及び図面の添付は不要。 □届出の内容に、下表（※）に示す工事が 含まれる 。→以下に示す写真及び図面の添付が 必要 。			
□届出に係る土地及びその周辺の写真	—	□届出に係る土地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況を明らかにするもの □撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付 □他法令の許可等に基づく工事の場合、その許可等の内容が記載されている看板の写真	□土地の全景（複数枚に分けて撮影したものも可。） □土地の利用状況（空地、住宅地、原野等の用途がわかるもの。） □土地の高低差（接する道路又は隣地等との高低差を含む。）及び既存の擁壁等の構造物の状況（種類、形状及び高さ等がわかるもの。）
□位置図	□1/10,000以上	□方位、□届出に係る土地の位置（赤枠） □主要道路 □排水先の河川への経路 □学校、その他目標となる地物	
□地形図（現況図）	□1/2,500以上	□方位、□地形（等高線） □届出に係る土地の境界（赤枠）	□等高線は2mの標高差を示すもの
□土地の平面図	□1/2,500以上	□方位、□土地の境界線（赤枠） □盛土（緑色）又は切土（茶色）をする土地の部分の色別 □崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他の土留の位置 □道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号 □縦横断線の位置と記号 □工区界、□地形（等高線） □土地の地盤高及び面積	□植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付す。

（※）届出書に写真及び図面を添付する必要がある工事

（一つでも「有」にチェックが付く場合は、写真及び図面の添付が必要。）

対 象 工 事	該当の有無	
	有	無
① 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの	□	□
② 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの	□	□
③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	□	□
④ 盛土で高さ5m超のもの（①、③を除く）	□	□
⑤ 盛土又は切土の面積3,000㎡超のもの（①～④を除く）	□	□

【規制区域指定の際に既に行われている工事の届出】
添付書類一覧表（チェックリスト）（土石の堆積）

書類の名称	縮尺	明示すべき事項	備考
☐ 本チェックリスト	—	☐ 該当する全ての ☐ にチェックをして提出	
☐ 届出書	—		☐ 【省令様式第16】
☐ 委任状	—	☐ 代理者の氏名、住所及び電話番号、委任する内容、委任者の氏名、住所及び電話番号	（参考様式） ※代理人が申請手続を行う場合
いずれかにチェック ☐ 届出の内容に、下表（※）に示す工事は含まれない。→以下に示す写真及び図面の添付は不要。 ☐ 届出の内容に、下表（※）に示す工事が 含まれる 。→以下に示す写真及び図面の添付が 必要 。			
☐ 届出に係る土地及びその周辺の写真	—	☐ 届出に係る土地及び公道内から撮影可能な範囲で、土地の状況を明らかにするもの ☐ 撮影箇所及び方向がわかる図面（地形図との兼用可）を添付 ☐ 他法令の許可等に基づく工事の場合、その許可等の内容が記載されている看板の写真	☐ 土地の全景（複数枚に分けて撮影したものも可。） ☐ 土地の利用状況（空地、住宅地、原野等の用途がわかるもの。） ☐ 土地の高低差（接する道路又は隣地等との高低差を含む。）及び既存の擁壁等の構造物の状況（種類、形状及び高さ等がわかるもの。）
☐ 位置図	☐ 1/10,000 以上	☐ 方位、 ☐ 届出に係る土地の位置（赤枠） ☐ 主要道路、 ☐ 排水先の河川への経路 ☐ 学校、その他目標となる地物	
☐ 地形図（現況図）	☐ 1/2,500 以上	☐ 方位、 ☐ 地形（等高線） ☐ 届出に係る土地の境界（赤枠）	☐ 等高線は2mの標高差を示すもの
☐ 土地の平面図	☐ 1/2,500 以上	☐ 方位、 ☐ 土地の境界線（赤枠） ☐ 勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ☐ 空地の位置 ☐ 柵その他これに類するものを設置する位置 ☐ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ☐ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

（※）届出書に写真及び図面を添付する必要がある工事

（一つでも「有」にチェックが付く場合は、写真及び図面の添付が必要。）

対 象 工 事	該当の有無	
	有	無
① 最大時の堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超のもの	☐	☐
② 最大時の堆積の面積3,000㎡超のもの（②を除く）	☐	☐